

○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時</p> <p>○・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるものうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたとものを除く。）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時</p> <p>○・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるものうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 集成材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたともの</p> <p>(2) 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）に規定する構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関が</p>

二
(略) ホ
(略)

二
(略) ホ
(略) の

ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたも